



「雲南市コウノトリの保護及び共生に関する条例（案）」について

特別天然記念物コウノトリは、豊かな自然環境の保全や再生のシンボルとなっている鳥です。平成29年（2017年）から、雲南市でもコウノトリが営巣を続けています。

コウノトリが雲南市に飛来及び繁殖しやすいよう保護し、コウノトリが生息できる豊かな自然環境づくりに取り組むことにより、コウノトリと共生する雲南市を継承していくことを目的とした「雲南市コウノトリの保護及び共生に関する条例（案）」を3月定例議会に議案として提出します。

1. 条例案の検討経過

（1）検討会議の設置

条例案の検討にあたっては、①識見を有する者 ②地域代表者 ③市長が指名する団体に所属する者の16名による検討会議を設置し、通算5回の会議を開催し、各委員の意見をいただきながら検討を重ねてきました。

※委員名簿⇒別紙1

（2）パブリック・コメントの実施

①意見の募集期間

令和4年12月19日～令和5年1月18日

②意見の提出人数・件数

1人・3件

③意見・提案に対する市の考え方

条例案の変更はしないが、事業実施の参考にすることとしました。

※お寄せいただいたご意見・ご提案と市の考え方⇒別紙2

2. 条例（案）の基本的な考え方

- ①コウノトリを保護するとともに、豊かな自然環境の保全・再生を取り組み、コウノトリとの共生をめざす市の姿勢を示すものとする。
- ②コウノトリの保護のため、繁殖期のコウノトリの営巣地周辺への立入りやコウノトリの撮影・観察の際に一定の距離以内への接近を制限する。期間・距離等は、別に定める。
- ③前向きな取り組みや節度ある行動を働きかけることとし、罰則は設けない。
- ④豊かな自然環境の保全・再生に関する具体的な取組については、「“幸せを運ぶコウノトリ”と共生するビジョン・アクションプラン」に基づく。

3. 条例（案）

別紙3

雲南市コウノトリとの共生に関する条例検討会議 委員名簿

任期：令和4年5月21日～令和5年3月31日

(敬称略)

No.	区分	役職	団体名等	所属の役職	氏名
1	地域	会長	幡屋地区振興会	会長	加藤 一郎
2	団体	副会長	コウノトリの会 春殖	会長	石川 幸男
3	識見	委員	(公財)日本野鳥の会	副会長	佐藤 仁志
4	識見	委員	島根県立三瓶自然館	学芸課企画幹	星野 由美子
5	識見	委員	(公財) ホシザキグリーン財団	環境修復プロジェクト係長	佐々木 興
6	識見	委員	島根県技術士会	理事	大嶋 辰也
7	識見	委員	キコニアまなびネット	代表	和田 邦子
8	地域	委員	春殖地区振興協議会	会長	錦織 弘秀
9	地域	委員	加茂まちづくり協議会	会長	舟木 清
10	地域	委員	下熊谷ふれあい会	会長	小川 馨
11	地域	委員	吉田地区振興協議会	会長	藤原文雄
12	団体	委員	赤川ホタル保存会	会長	松田 勉
13	団体	委員	里山笑楽校	代表	多久和 厚
14	団体	委員	島根県農業協同組合雲南地区本部	常務理事 本部長	源 之美
15	団体	委員	斐伊川漁業協同組合	第1理事	錦織 滋
16	団体	委員	(一社)雲南市観光協会	副会長	野々村 一己

お寄せいただいたご意見・ご提案と市の考え方

No.	提出されたご意見・ご提案	ご意見・ご提案に対する市の考え方
1	げんきくんとポンスニに特別住民票を交付してほしい。同じ市民だという気持ちもうまれてくる。全国発信により注目も高まり関連する事業の認知度もアップする。	<p>特別住民票の交付は、住民以外の人、動物、キャラクターなどを住民票に模した書類を交付することで、自治体等のPR等のため、全国各地で実施されています。</p> <p>げんきくん(J0118)とポンスニ(J0051)は、雲南市で繁殖を続けていることから雲南市を拠点にしているとみなすこともできます。しかし、げんきくんは福井県越前市、ポンスニは兵庫県豊岡市で誕生していることや、一般的にコウノトリは様々な場所に自由に飛来することを考えると、この2羽を雲南市の住民としてみなして、特別住民票を交付することは、考えておりません。</p> <p>なお、雲南市で生まれたコウノトリについては、雲南市民の方に愛着を持っていただきたいことから、愛称をつけさせていただいております。</p>
2	コウノトリを刺激しない為に、西小学校前の駐車場への進入を制限していただきたい。きちんとした説明のある看板をあちこちに立てていただきたい。「観察場所」を指定してもよいかと思う	<p>条例の制定後は、営巣地の周辺については、撮影・観察のための立入りを規制することとなります。</p> <p>立入りの制限や条例について、現地への看板設置を含め、様々な方法で周知してまいります。</p> <p>また、観察場所の指定については、指定することによって生じる通学路などの安全確保など、さまざまな点も考慮しながら、慎重に検討することといたします。</p>
3	雲南市から巣立ったコウノトリの情報を「子どもたちのその後」という特集をホームページに掲載してほしい。	雲南市から巣立ったコウノトリの情報を確認し、ホームページ等への掲載を検討します。

雲南市条例第 号

雲南市コウノトリの保護及び共生に関する条例（案）

特別天然記念物コウノトリは、豊かな自然環境の保全や再生のシンボルとなっている鳥です。これは、コウノトリが日本国内では野生から一度姿を消したものの、多くの人々の永年の努力により繁殖に成功し、野生復帰に向けた試験放鳥が始まり、その後、各地で個体数が徐々に増えているという歴史があるからです。

雲南市においては、試験放鳥の数年後から、コウノトリが飛来する姿が見られるようになりました。そして、平成29年（2017年）には、雲南市でもコウノトリの営巣が始まりました。これは、先人たちから大切に受け継がれてきた田んぼを始めとする里地里山や河川などに多様な生きものが数多く生息する豊かな自然環境があったことが大きな要因の一つと考えられています。

コウノトリの営巣は、私たちがコウノトリのこと、生態系のこと、そして生物多様性や自然環境について、より深く学び、行動するきっかけとなるだけでなく、コウノトリと共生するまちづくりによって農産品や加工品の高付加価値化やイメージの向上など、様々な恵みをもたらします。

ここに、コウノトリを保護するとともに、コウノトリと共生する豊かな雲南市にしていくため、雲南市コウノトリの保護及び共生に関する条例を制定します。

（目的）

第1条 この条例は、コウノトリが雲南市（以下「市」という。）に飛来し、繁殖しやすいよう保護し、コウノトリが生息できる豊かな自然環境づくりに取り組むことにより、コウノトリと共生する市を継承していくことを目的とする。

（定義）

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) コウノトリの保護 コウノトリの生息及び繁殖を妨げないようにすることをいう。
- (2) 豊かな自然環境づくり 多様な野生動植物が数多く生息し、繁殖できる里地里山及び河川等を保全及び再生する取組をいう。
- (3) 市民等 市内に居住し、通勤し、通学し、若しくは滞在する者、市内を通過する者、市内で事業を行う者、又は市内で活動を行うものをいう。

（市の責務）

第3条 市は、コウノトリの保護に関する施策の実施に努めなければならない。

- 2 市は、豊かな自然環境づくりに関する施策の実施に努めなければならない。
- 3 市は、コウノトリ及び自然環境の状況把握に努めなければならない。
- 4 市は、市民等へのコウノトリの保護及び豊かな自然環境づくりの普及啓発のために学習及び交流に関する施策の実施に努めなければならない。

（市民等の責務）

第4条 市民等は、コウノトリの保護に努めなければならない。

- 2 市民等は、豊かな自然環境づくりに努めなければならない。

3 市民等は、市が行うコウノトリの保護や豊かな自然環境づくりの施策に協力するよう努めなければならない。

(規制及び保護)

第5条 市長は、コウノトリの繁殖期の巣の周辺等の区域への市民等の立ち入りを制限することができるものとし、その期間及び区域は、市長が別に定める。ただし、この区域内に居住し、通勤し、及び通学する者、この区域内を通過する者、この区域内で農業等に携わる者、並びにこれらの関係者は除く。

2 市民等は、コウノトリの撮影又は観察（以下「撮影等」という。）をするときは、市長が別に定める距離以内に近づいてはならない。

3 市民等は、コウノトリの撮影等をするときは、次の各号を遵守しなければならない。

(1) 無断で他人の土地に立ち入らないこと。

(2) 他人に迷惑を及ぼすおそれのある行為をしないこと。

(3) 前2号に掲げるもののほか、市長が必要と認める事項。

(助言又は指導)

第6条 市長は、コウノトリの保護及び豊かな自然環境づくりのために必要と認めるときは、市民等に対し、助言又は指導をすることができる。

(推進体制)

第7条 市長は、毎年度、コウノトリの保護及び豊かな自然環境づくりの状況を関係する市民等及び専門家等に報告し、意見を求めるものとする。

2 市は、前項の意見を基に必要な措置を講ずるよう努めるものとする。

(委任)

第8条 この条例の施行に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。